

淡海フィランソロピーネットワーク規約

- (名 称) 第1条 本会は、「淡海フィランソロピーネットワーク」と称する。
- (目 的) 第2条 本会は、滋賀県内を中心とする企業および関係機関・団体との連携を図りながら、社会貢献活動に関する調査・研究・情報交換等を行い、企業や地域社会にとってより魅力的かつ効果的な活動を推進することを目的とする。
- (事 業) 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 社会貢献活動に関する普及・啓発
(2) 社会貢献活動に関する調査・研究
(3) 社会貢献活動に関する情報交換・交流
(4) 研究会および講演会等の開催
- (事 務 局) 第4条 本会の事務局は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会ボランティアセンター内に置く。
- (会 の 構 成) 第5条 本会は、第2条の目的に賛同した企業・団体および個人の会員をもって構成する。
- (会 費) 第6条 本会の会費は、企業・団体は年額10,000円、個人は年額3,000円とする。
- (運 営 委 員) 第7条 本会の運営を円滑に行うため、運営委員を若干名置く。
2 運営委員は、総会において会員の中から選任する。
3 運営委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- (運 営 委 員 会) 第8条 運営委員は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名、事務局幹事若干名、監事2名、幹事若干名を選任し、運営委員会を組織する。
2 運営委員会に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は運営委員長が委嘱する。
3 運営委員会は、原則として運営委員長が招集し、進行役となる。
4 運営委員会は、運営委員の選任、退任を協議し、総会で報告する。
- (総 会) 第9条 本会の総会は、運営委員会の招集により毎年1回開催する。
- (経 費) 第10条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- (会 計 年 度) 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (細 則) 第12条 この規約の施行についての細則は、運営委員会において別に定める。
- (規 約 の 変 更) 第13条 この規約を変更しようとする時は、総会の承認を得るものとする。

付 則 この規約は、平成8年3月6日より施行する。
平成10年6月15日一部改正
平成16年7月29日一部改正
平成17年6月 1日一部改正
平成20年5月19日一部改正
平成22年6月 2日一部改正

淡海フィランソロピーネット細則

(目的)

第1条 本細則は淡海フィランソロピーネット（以下本会）を運営するにあたり具体的な取扱いを定め、より円滑な活動の推進を図ることを目的とする。

(入会)

第2条 本会への入会に当たっては会員または事務局の推薦を受け、運営委員会の承認を得るものとする。

(会費の納入)

第3条 会費は1年分を一括して当該年度の6月末までに納入する。但し、途中入会となる場合は、下記の表のとおりとする。

入会時期	団体会費	個人会費	備考
4～6月	10000円	3000円	4/4 適用
7～9月	7500円	2250円	3/4 適用
10～12月	5000円	1500円	2/4 適用
1～3月	2500円	750円	1/4 適用

(退会)

第4条 本会からの退会は運営委員会への届け出をもって手続きとする。

(除名)

第5条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、運営委員会の協議を経て、本会から除名することができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の返却)

第6条 本会からの退会に際して会費の返却は行わないことを原則とする。

(部会の設置)

第7条 本会を運営するにあたり、次の部会を設置する。

- 研修部会…研修・事業の企画を行う。
- 広報・ボランティア部会…会員拡大、広報活動、ボランティア・社会貢献と災害支援活動の企画を行う。

(部会の構成)

第8条 運営委員全員と会員の中から、特別に依頼したメンバーで構成する。運営委員会の部会への所属は、運営委員会で決定する。部会にはそれぞれ代表を設置するものとし、部会メンバーの中で互選する。

(細則の変更)

第9条 この細則を変更しようとする時は、運営委員会の承認を得るものとする。

付 則

この細則は、平成8年4月18日より施行する。
平成9年6月12日 一部改正
平成17年4月20日 一部改正
平成20年5月19日 一部改正
平成22年6月2日 一部改正
平成28年9月23日 一部改正